

奥州市長

## 令和6年度奥州市定額減税補足給付金（調整給付金※）支給のお知らせ

※ 調整給付金とは、令和6年度に実施する所得税・住民税所得割の定額減税を十分に受けられない（定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の住民税所得割額を上回る）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給するものです。

令和6年分推計所得税及び令和6年度住民税に基づき、調整給付金を算定した結果、あなたが支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給いたします。

**本通知に基づき本給付金の支給を受ける方は、原則として申請の手続きは必要ありません。**

## 1 調整給付金の支給方法及び支給額等

支給方法	口座振込
支給日	令和6年9月13日
振込先口座	〇〇銀行 〇〇支店 普通 ****000（口座名義）
支給額	〇〇万円

※ 振込先口座の変更を希望する場合は、同封の「振込先口座の届出書（様式第5号）」を返信封筒によりご提出ください。（8月30日（金）必着）

## 2 調整給付金の算出式

所得税	定額減税可能額 (3万円×(本人+扶養親族数))	令和6年分推計 所得税額	控除不足額 (①)
	□□□□円	□□□□円	= □□□□円 (<0の場合は0)
住民税 所得割	定額減税可能額 (1万円×(本人+扶養親族数))	令和6年度 住民税所得割額	控除不足額 (②)
	□□□□円	□□□□円	= □□□□円 (<0の場合は0)
調整給付金	所得税分の 控除不足額 (①)	住民税所得割分の 控除不足額 (②)	控除不足額 計 (③) (①+②)
	□□□□円	□□□□円	= □□□□円
			↓ 調整給付金支給額 (上記③を1万円単位に切上げ)
			□□□□万円

注) 「扶養親族数」には、控除対象配偶者、16歳未満の扶養親族を含みます。

## 3 留意事項

- 「令和6年分推計所得税額」欄の数値は、令和5年所得等を基にした推計額を記載しており、**令和6年分所得税額が判明した際に給付金額に不足が生じた場合は、当該不足額を令和7年以降に追加の給付を行う予定**です。
- 令和6年中に奥州市外に転出する予定がある方又は転出した方は、(1)の追加の給付に際して、この支給のお知らせが必要となることあるため、**大切に保管してください**。
- 本給付金を受給しない場合又は上記「調整給付金の算出式」に記載する各数値について重大な相違を認める場合は、**8月30日（金）までに下記問い合わせ先①へご連絡ください**。

【お問い合わせ先】 ①給付金の支給、申請手続きに関すること  
奥州市福祉部福祉課地域福祉係 TEL：0197-34-2324（直通）  
②給付金の算定（算定の基礎となる税額、所得額、扶養人数等を含む）、定額減税に関すること  
奥州市財務部税務課市民税係 TEL：0197-34-2374（直通）